

令和5年8月3日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
総合監査室

2022年度監査結果について

(趣旨)

2022年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果について、①経済産業大臣への報告及び②委員会HPへの公表を行うに当たり、事務局案についてご審議いただく。

ご了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたい。

主なポイント

2022年度監査結果を経済産業大臣へ資料6-1(電気)及び資料6-2(ガス)により報告するとともに、資料6-3により委員会HPにおいて公表する。

なお、公表に際しては、事業者名を記載せずに指摘事項の概要のみ記載する。

< 監査結果の要旨(概要) >

1. 電気事業

(1) 主な重点監査項目

① 約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。2021年度も託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生している。

このため、2022年度監査においても、引き続き、再発防止の観点から、再発防止策の実施状況等を確認した。

② 託送供給収支に関する監査

2020年12月28日に電気事業託送供給等収支計算規則等が改正され、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされた。

上記の省令改正を受け、2021年度の託送供給等収支の監査において、超過利潤計算書上、超過契約額(委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金

38 額を超過して支出した場合におけるその超過部分の額をいう。)の有無及び調査方
39 法について確認した。

40 その結果、超過契約額が確認されたことから、2022年度監査においても、引
41 き続き、超過契約額の有無等を確認した。

42
43 ③ 体制整備等に関する監査

44 一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022年度の体制整備等に関する
45 監査において、情報管理についての監査を強化した。

46
47 (2) 監査の結果

48 8事業者において12件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

49
50 (3) 指摘事項の状況

51 (単位：件)

		件数
① 約款の運用等に関する監査 <例> ・接続検討の回答期限の超過		2
② 財務諸表に関する監査 <例> ・明細表等の算定誤り		2
③ 部門別収支に関する監査 <例> ・計算書の算定誤り		1
④ 託送供給等収支に関する監査 <例> ・計算書の算定誤り ・誤った超過利潤累積額管理表等の公表		3
⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査		—
⑥ 体制整備等に関する監査 <例> ・非公開情報を入手した者の非特定 ・必要な期間のログ記録の未保存		4
合 計		12

52
53 <参考>超過契約額の確認結果

54 超過契約額については、1事業者に超過契約額（本年2月の料金制度専門会合に
55 て公表済）を確認（他社は該当なし）。

56
57 2. ガス事業

58

59 (1) 主な重点監査項目

60 ① 託送供給収支に関する監査

61 2021年度監査において、昨年度に比べ指摘事項の件数は減少したものの、引
62 き続き、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる
63 配賦計算誤り等の指摘事項が80件あった。

64 このため、2022年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る配賦計
65 算誤り等による間違いがないかを確認した。

66

67 ② 託送供給に伴う禁止行為・体制整備等に関する監査

68 2022年4月より、一定規模以上の一般ガス導管事業を分社化するとともに、
69 すべての一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して行為規制に基づく
70 体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般ガス導管事業者及び特定ガ
71 ス導管事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止された。これらが適切に実施
72 されているかについて、その遵守状況を確認した。

73

74 (2) 監査の結果

75 69事業者において114件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

76

77 (3) 指摘事項の状況

78

(単位：件)

		件数
①	約款の運用等に関する監査 <例> ・内管工事費の誤精算	2 (－)
②	財務諸表に関する監査 <例> ・勘定科目の整理誤り	6 (－)
③	部門別収支に関する監査	－
④	託送供給収支に関する監査 <例> ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り	74 (6)
⑤	託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止 行為に関する監査	－
⑥	体制整備等に関する監査 <例> ・託送供給の業務等に関する情報の取扱規程の不備 ・情報管理責任者及び法令遵守責任者の要件不備	32 (4)
合 計		114 (10)

79

※ () 内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

経済産業省

20230802電委第1号
令和5年8月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法第114条第3項等の規定に基づく監査結果の報告

電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第2項の規定により委任された同法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第25条の10第2項の規定により委任された同法附則第21条に規定する監査の結果について、電気事業法第114条第3項及び改正法附則第25条の10第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

2022年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（23社）に対して実施した2022年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2022年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- 一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期末精算等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。2021年度も託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期末精算等の事案が発生していることから、2022年度監査においても、引き続き、再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。
- 2020年12月28日に電気事業託送供給等収支計算規則等が改正され、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされた。この省令改正を受け、2021年度の「託送供給等収支」の監査において、超過利潤計算書上、超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。）の有無及び調査方法について確認した。その結果、超過契約額が確認されたことから、2022年度監査においても、引き続き、超過契約額の有無等を重点的に確認した。
- 一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022年度の体制整備等に関する監査において、情報管理についての監査を強化した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2021事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況

を対象に、2022年度中に実施したものを。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又は電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	23	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	20	—	—	—	—	—
書面監査実施数	3	—	—	—	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	23
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	20
書面監査実施数	—	—	—	—	—	3

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第22条の3及び第23条並びに同法第27条の11の3及び第27条の11の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第23条の4（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

2022年度において実施した監査の結果、8事業者において12件の指摘事項があった。これについては、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
①	約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・接続検討の回答期限の超過	2
②	財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・明細表等の算定誤り	2
③	部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・計算書の算定誤り	1
④	託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・計算書の記載誤り ・誤った超過利潤累積額管理表等の公表	3
⑤	託送供給等に伴う禁止行為に関する監査	—
⑥	体制整備等に関する監査 ＜例＞ ・非公開情報を入手した者の非特定 ・必要な期間のログ記録の未保存	4
合 計		12

関 係 条 文

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）〔抜粋〕

（勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第百六条

（略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第百七条

（略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理

の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第一百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第一百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第一百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第一百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）〔抜粋〕

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

附則第二条

(略)

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(略)

(監査)

附則第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

附則第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

2022年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の連携不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
2	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の連携不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
3	財務諸表	固定資産期中増減明細表等の算定誤り	工事費負担金等について、整理すべき期中増減額の集計を誤った金額で算定していた。等	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業会計規則 第3条
4	財務諸表	損益計算書等の算定誤り	当期経常費用合計について、整理すべき費用の集計を誤った金額で算定していた。等	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業会計規則 第3条
5	部門別収支	部門別収支計算書の算定誤り	法人税について、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部部門への配分を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第17.
6	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	補正後実績費用については、最終保障供給に係る費用を控除せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	託送供給等収支計算規則別表第12.
7	託送供給収支	誤った超過利潤累積管理表等の公表	振替損失調整額について、誤った諸元で算定していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みの超過利潤累積管理表等の修正・公表を行うべきである。(訂正後の超過利潤累積管理表等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
8	託送供給収支	離島供給収支計算書の算定誤り	昨年度(2020年度)の火力発電費について、離島以外の費用を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則別表第13.
9	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、共用IDを発行していることにより、非公開情報を入手した者を特定することができなかった。	非公開情報を入手した者を特定できるようにすべきである。(共用IDの発行停止を措置済み。)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号八
10	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、ログが必要な期間保存されていなかった。	必要なログ記録を五年間保存すべきである。(当該システムを改修済み)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号八
11	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、共用IDを発行していることにより、非公開情報を入手した者を特定することができなかった。	非公開情報を入手した者を特定できるようにすべきである。(共用IDの発行停止を措置済み。)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号八
12	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、共用IDを発行していることにより、非公開情報を入手した者を特定することができなかった。	非公開情報を入手した者を特定できるようにすべきである。(共用IDの発行停止を措置済み。)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号八

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。

経済産業省

20230802電委第1号
令和5年8月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第189条第3項等の規定に基づく監査結果の報告

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第189条第2項の規定により委任された同法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号。以下「整備政令」という。）第38条第1項の規定により委任された電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2に規定する監査の結果について、ガス事業法第189条第3項、整備政令第38条第2項及び改正法附則第41条第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

2022年度ガス事業監査の結果について (案)

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(以下「一般ガス導管事業者等」という。)(261社)に対して実施した2022年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2022年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・2021年度監査において、昨年度に比べ指摘事項の件数は減少したものの、引き続き、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項が80件あったことから、2022年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。
- ・2022年4月より、一定規模以上の一般ガス導管事業を分社化するとともに、すべての一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止されたことにより、これらが適切に実施されているかなど「託送供給に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2021事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2022年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者が実施した。

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又はガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	44	11	37	89	8	4
現地立入監査実施箇所数	11	12	19	26	8	4
書面監査実施数	33	-	18	63	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	19	14	3	30	2	261
現地立入監査実施箇所数	17	13	3	20	1	134
書面監査実施数	2	1	-	10	1	128

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者について本社と支社で監査を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条、第80条及び第92条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

ガス事業法第54条の8及び第80条の8の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

2022年度において実施した監査の結果、69事業者において114件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
①	約款の運用等に関する監査 <例> ・内管工事費の誤精算	2（－）
②	財務諸表に関する監査 <例> ・勘定科目の整理誤り	6（－）
③	部門別収支に関する監査	－
④	託送供給収支に関する監査 <例> ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り	74（6）
⑤	託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	－
⑥	体制整備等に関する監査	32（4）
合 計		114（10）

※（）内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第七十条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

（勧告）

第七十八条 委員会は、第七十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第七十九条 委員会は、第七十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（権限の委任）

第七十九条

（略）

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第七十条の規定による権限、ガス小売事

業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第七十一条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第七十二条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）〔抜粋〕

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

附則第二十二條 みなしガス小売事業者（附則第十二條第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六條第二項第三号の供給区域又は供給地点であつて、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二條第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八條第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であつて次に掲げるもの以外のもの（次條第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

(略)

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第七條、第十條、第十一條、第十三條から第十五條まで、第十七條第三項から第十項まで、第十八條から第二十條まで、第二十六條、第二十六條の二、第四十五條の二、第四十七條の六、第四十八條、第四十九條、第五十條及び第五十二條の二第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

附則第三十三條 経済産業大臣は、附則第二十二條から第二十五條までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

(略)

(みなしガス小売事業者に対する立入検査)

附則第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第四十一条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第三十八条 経済産業大臣は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

（略）

○改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第四十五条の二 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送供給収支	託送収支計算書（その他託送供給関連収益）の記載漏れ	営業収益（その他託送供給関連収益）について、記載すべき補償料等収入の金額が未記載であった。	適正な金額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.(5)(6)
2	託送供給収支	託送収支計算書（租税課金）の算定誤り	営業費用（租税課金）について、配賦すべき費用の集計を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)①
3	託送供給収支	託送収支計算書（特別利益等）の配賦誤り	特別利益等について、誤った配賦方法で算定していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	適正な配賦方法で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(4)等
4	託送供給収支	託送収支計算書の項目の記載誤り	個別契約変更に伴う補償料収入について、誤った項目（自己託送収益）に記載していた。	適正な項目（補償料等収入）に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.(5)(6)
5	託送供給収支	内部留保相当額管理表（前期末内部留保相当額等）の記載誤り	前期末内部留保相当額等について、誤った金額を記載していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	適正な金額を記載すべきである。（訂正後の内部留保相当額管理表は公表済み。）	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.(1)
6	託送供給収支	内部留保相当額管理表（前期末内部留保相当額等）の算定誤り	前期末内部留保相当額等について、ガス事業に係る費用の一部を集計せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.(1)
7	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程（職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど）がなかった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第3号
8	体制整備等	託送供給等の業務が法令等に適合することを確保するための計画の不整備	託送供給の業務その他その特定ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。	法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。（当該計画を整備済み）	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第10号
9	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程（職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど）がなかった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第3号
10	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程（職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど）がなかった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第3号
11	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
12	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第127条の3第1項第6号
13	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が営業外収益で計上されていた。	税の還付については、法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
14	財務諸表	勘定科目の整理誤り	供給設備として使用している照明器具の取替に係る費用が、供給販売費で整理すべきところ、一般管理費で整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
15	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）を算定する際、計上漏れがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
16	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が雑収入等で計上されていた。	税の還付については、法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
17	託送供給収支	託送資産明細書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
18	託送供給収支	託送資産明細書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
19	託送供給収支	託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、元となるガス売上高に遅收分を計上していなかった。	自社託送収益の算定において、元となるガス売上高には遅收分も含めて計上するべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 1. (2)
20	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）を算定する際、計上漏れがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
21	託送供給収支	託送資産計算書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時の事業税の集計において、附帯事業の太陽光発電収入分を含めて計上していた。	附帯事業の太陽光発電収入相当分は除くべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
22	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送収支計算書上の事業税の算定にあたり、地方税法の定めるところにより算定すべきところ、ガス売上収入を課税標準とすべき収入金額としていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
23	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送収支計算書上の一般管理費の業務内容の区分が、適切でなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費は適切に業務内容を区分すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
24	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	その他の営業外収益・費用の整理において、附帯事業等に関わる金額を含めた金額で算定されていた。	附帯事業等に関わる金額を除いて算定するべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (3)等
25	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）を算定する際、資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき正しく計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
26	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
27	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
28	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
29	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費の算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費を算定するにあたり、固定資産金額比（帳簿価額比）の固定資産帳簿価額が、誤った数値となっていた。	供給販売費を固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦する際には、正しい固定資産帳簿価額を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）
30	託送供給収支	超過利潤計算書の当期超過利潤額の算定方法の誤り	超過利潤計算書で当期超過利潤額を算定する際の、調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等について、零を下回る数値であったが零とせず、マイナスの数値を計上していたため、当期超過利潤額が誤った数値となっていた。	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零を下回る場合にあっては、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.（4）
31	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、実績費用が実際に発生した費用の額となっていない。	実績費用は、実際に発生した費用の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.（3）
32	約款の運用	内管工事に伴う費用の負担について	内管工事費について、見積単価表に基づき適切に精算が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の負担を行うべきである。	託送供給約款 VI. 36
33	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費の算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費を算定するにあたり、固定資産金額比（取得原価比）の固定資産取得価額が、誤った数値となっていた。	供給販売費を固定資産金額比（取得原価比）で配賦する際には、正しい固定資産取得原価を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）
34	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（4）
35	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定に係る建設仮勘定について、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額で算定されていない。	託送資産明細表の託送資産を算定する際には、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
36	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
37	約款の運用	内管工事に伴う費用の負担について	内管工事費について、見積単価表に基づき適切に精算が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の負担を行うべきである。	託送供給約款 VI. 36
38	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
39	託送供給収支	一般管理費の算定方法の誤り	一般管理費の算定にあたり、託送供給特定が計上されていない。	一般管理費は、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）
40	託送供給収支	事業者間精算収益の算定方法の誤り	託送費用の算定にあたり、事業者間精算費が計上されていない。	託送供給収支の営業費用を算定する際には、事業者間精算費を加えて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）
41	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
42	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14 第1項第6号
43	財務諸表	固定資産等明細表の作成誤り	固定資産等明細表及び託送資産明細書の繰延資産を算定するにあたり、長期前払費用として整理すべき経費を誤って繰延資産に計上していた。	当該経費は、長期前払費用として整理すべきである。なお、託送資産明細書について修正を要する。	ガス事業会計規則第2条別表第1
44	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送収支計算書の事業税は県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額を計上すべきところ、誤った額を計上していた。	事業税は地方税法の定めるところにより算定した額（県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額）で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2. (4)
45	託送供給収支	超過利潤計算書の誤計算	超過利潤計算書の調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等について、誤ってマイナスの実数値を計上していた。	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額が零を下回る場合は、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第5条 別表第3 1. (4)
46	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（需要開発費）の機能別展開において、小売事業として整理すべき経費を、総人員比をもって託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2. (1)
47	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（雑費）の機能別展開によって総人員比で配賦された託送経費の中に、託送収支に該当しないものが含まれていた。また、同経費のなかで託送事業との関係が明確でない経費を、総人員比をもって託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2. (1)
48	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	営業外収益（その他の営業外収益）を算定するにあたり、小売事業として整理すべき収益を、機能別原価項目の金額比をもって託送事業にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 3. (3)
49	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14 第1項第6号
50	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（需要開発費）の機能別展開において、小売事業の経費として整理すべきところ、総人員比をもって託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2. (1)
51	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（雑費）の機能別展開によって総人員比で配賦された託送経費の中に、託送収支に該当しないものが含まれていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2. (1)
52	体制整備等	法令順守責任者の不設置及び情報管理責任者の要件の不備	法令遵守責任者が選任されず、また情報管理責任者については当該会社の役員とはなっていない。	法令等の遵守を司る法令遵守責任者を選任するとともに、情報管理責任者については法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14 第1項第6、9、10号
53	託送供給収支	供給販売費の機能別展開における配賦係数の誤り	供給販売費（厚生福利費）の機能別展開において、正社員の退職給付に関する費用を、退職金が支払われない嘱託社員も含めた総人員比をもって機能別展開されていた。	配賦係数は嘱託社員を含めた「総人員比」ではなく「社員比」をもって整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2. (1)
54	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	特定ガス導管事業者（供給販売費と一般管理費を区分し整理している事業者）が一般管理費を算定するにあたり、機能別原価項目の金額比をもって整理すべきところ、一部の費用（固定資産除却費と減価償却費）が固定資産金額比をもって機能別展開されていた。また営業外費用（雑支出等）の中で託送事業との関係が明確でない経費を、機能別原価項目金額比をもって、託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2. (2)③、3. (3)

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
55	託送供給収支	託送収支計算書の事業税記載誤り	託送収支計算書の事業税は県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額を計上すべきところ、誤った額を計上していた。	事業税は地方税法の定めるところにより算定した額（県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額）で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.(4)
56	託送供給収支	資金運用に係る営業外収益の算定誤り	営業外収益（資金運用）を整理する際の「料金収入比」を算定するにあたり、誤って託送部門の収益をガス事業売上高、営業雑収益の合計額（附帯事業収益を除いた額）で除した率としていた。	適正な料金収入比により資金運用に係る営業外収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 3.(1)
57	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	法令等を遵守するための体制の確保に係る責任者を配置すべきところ配置されておらず、社内規程にも規定されていなかった。	法令遵守責任者を配置し、社内規程においても規定すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
58	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数に算定が誤りがあった。	正しい配賦係数により託送費用を算定し、託送収支計算書に反映すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2.(2)
59	託送供給収支	託送資産明細書 設備勘定（有形）の計上誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.
60	体制整備等	規程の未作成	遵守すべき規程が作成されていなかった。	省令に基づき、作成する必要がある。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第3号
61	財務諸表	営業費明細表の計上誤り	営業費明細表において、計上すべきものが適切に計上されていなかった。	営業費明細表に適切な費用を計上して算定する必要がある。営業費明細表の修正により、託送収支計算書の修正を要する。	ガス事業会計規則第13条第1項
62	託送供給収支	託送収支計算書 特別損失の計上漏れ	特別損失において、計上漏れがあった。	省令に基づき正しく整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 3.(8)
63	託送供給収支	託送資産明細書 設備勘定（有形）の計上誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.
64	託送供給収支	託送収支計算書 事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 2(4)
65	託送供給収支	託送資産明細表の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本を計算するにあたり、固定資産除却損が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.
66	体制整備等	規程の未作成	遵守すべき規程が作成されていなかった。	省令に基づき、作成する必要がある。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第3号
67	託送供給収支	託送収支計算書 営業費用等の配賦誤り	託送収支計算書における営業費用について、共通部分を誤った配賦方法で算定していた。	適正な配賦方法で算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 2(2)
68	託送供給収支	導管投資額明細表金額誤り	特定導管投資額明細表において、当期投資額が適切に計上されていなかった。	様式に従い適正な数値を用いて金額で記載すべき。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
69	託送供給収支	乖離率計算書 計算方法誤り	乖離率計算書の想定原価及び実績費用の算定について、誤った方法で算定していた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送収支計算規則別表第3（第5条関係）1.（7）
70	託送供給収支	託送収支計算書 自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の託送供給量及び託送収益について、誤った方法で算定していた。	省令に基づき適正な数値を用いて計上する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係）1（2）
71	託送供給収支	託送資産明細表 無形固定資産の算定誤り	ガス事業にかかる無形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係）1
72	財務諸表	振替労務費の算定誤り	受注工事に係る振替労務費の算定に誤りがあった。	受注工事に係る労務費について誤りの無い振替割合で算定するよう指導した。労務費の修正により、託送収支について修正を要する。	ガス事業会計規則第2条 別表第一
73	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項3号
74	体制整備等	託送供給業務に関する記録方法の不備	託送供給業務について、自社のガス小売事業又はガス製造事業に係る部門との取引及び連絡調整の経緯等について、記録し保存することとしていなかった。	託送供給業務について自社のガス小売事業又はガス製造事業に係る部門との取引及び連絡調整の経緯等について、自社分も記録し保存するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項8号
75	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項3号
76	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項3号
77	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産に係る無形固定資産及び本支管投資額実績の算定を誤っていた。	小売部門に係る資産及び投資額は除いて算定を行うよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
78	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る保険料及び委託作業費の費用の配賦を誤っていた。	保険料及び委託作業費のうち検針に係る費用について、適正に配賦して算定を行うよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）②
79	託送供給収支	託送資産等の算定誤り	有形固定資産について、ガス事業以外の事業に係る資産を含めて算定していた。	有形固定資産等の算定は、ガス事業以外の事業に係る資産は除くよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
80	託送供給収支	導管投資額明細表の 入力誤り	導管投資額明細表の当期投資額の誤入力	転記（入力）誤りのないよう、また、入力後の確認を十分に行い算定誤りが発生しないよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第34.
81	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項3号
82	託送供給収支	託送資産の算定誤り	誤った令和3年度期首簿価を使用したことから託送資産の算定が誤っていた。	期首期末の簿価の算出等にあたり、金額の整合性などの確認・チェックを十分に行い、算定誤りが発生しないよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
83	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者について、役員をもって充てられていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項6号
84	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者について、役員をもって充てられていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項6号
85	託送供給収支	供給販売費の機能別展開（固定資産除却費）の算定誤り	供給販売費の固定資産除却費の機能別展開において、固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦すべきところ、総人員比で配賦し算定されていた。	供給販売費の固定資産除却費の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦し適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①
86	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	運転資本算定に係る控除項目の算定において、供給販売費の固定資産除却損については、固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦すべきところ総人員比で配賦されていた。また、一般管理費の控除項目の算定については、減価償却費及び固定資産除却損が正しく控除されていなかった。	運転資本の控除項目である減価償却費及び固定資産除却損の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、それぞれ適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
87	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、一般管理費の控除項目を算出する際に、固定資産除却費のうち固定資産除却損のみを控除すべきところ、固定資産除却費全額を控除していたため、誤った金額が計上されていた。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産除却損を適正に算定し、ガス事業に係る費用から控除して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
88	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度本支管（主要導管以外）に供給管を含めた実績額が計上されていた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
89	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項9号
90	体制整備等	情報管理規程の未策定 法令遵守責任者の未設置	託送供給業務に関する情報管理規程を定めていなかった。また、託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	託送供給業務に関する情報管理規程の策定を指導した。また、法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項3号、第9号
91	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定にあたり、固定資産金額比（取得原価比、帳簿価額比）、導管延長比が前年度の数値をもとに算定されていた。このため、供給販売費、一般管理費、営業外収益(その他)・営業外費用（資金調達、その他）及び特別損失について、託送費用の抽出が誤って算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正な固定資産金額比（取得原価比、帳簿価額比）、導管延長比を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（8）他
92	託送供給収支	営業外収益の「資金運用金額」及び「その他」金額の誤り	営業外収益の算定において、「資金運用」に計上すべき受取配当金収益が、「その他」収益に計上し算定されていた。	営業外収益の「資金運用」及び「その他」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に区分し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（1）(3)
93	託送供給収支	託送資産明細書の算定の誤り	託送資産明細書における設備勘定（有形）について、託送資産として機能別項目に展開すべき内管保安に係る費用が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書における設備勘定（有形）の機能別項目・金額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
94	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ、事業税を含めて算定されていた。	一般管理費を算定する際は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）
95	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	営業外費用の算定において、「資金調達」に計上すべき支払利息が「その他」費用に計上されていた。	営業外費用の「資金調達」及び「その他」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に区分し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（3）

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
96	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていた費用が「雑収入」に計上されず、「その他」収益に計上されていた。	営業外収益の雑収入及びその他については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に区分し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(3)
97	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の機能別展開にあたり、事業税を含めて算定されていた。	一般管理費を算定する際は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)
98	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2020年度について、工事負担金収入額を重複計上していた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
99	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数において、固定資産金額比（帳簿価額比）の金額が前年度と同様の数値を用いて算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正な金額を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)
100	託送供給収支	託送資産明細書の算定の誤り	託送資産明細書における設備勘定（有形）について、託送資産として機能別項目に展開すべき内管保安に係る費用が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書における設備勘定（有形）の機能別項目・金額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
101	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、供給販売費の控除項目を算出する際に、固定資産除却損に工事費を含めて計上していたため、誤った金額が計上されていた。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産除却損を適正に算定し、ガス事業に係る費用から控除して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
102	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度本支管（主要導管以外）に供給管を含めた実績額が計上されていた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
103	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	営業外費用の「資金調達」の算定において、社債発行費の一部の費用を含まずに算定されていた。それに伴い、特別損失を算定する際の機能別原価項目金額比・配賦係数にも修正が生じたことにより託送供給関連部門に係る特別損失も誤った金額となっていた。	営業外費用の「資金調達」は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(5)
104	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度本支管（主要導管以外）に供給管を含めた実績額が計上されていた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
105	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
106	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
107	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
108	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度の本支管投資額に誤りがあった。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
109	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
110	託送供給収支	託送資産明細書の設備勘定（有形）の算定誤り	託送資産明細書における設備勘定（有形）について、託送資産として機能別項目に展開すべき内管保安に係る費用が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書における設備勘定（有形）の機能別項目・金額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
111	託送供給収支	託送収益の算定の誤り	営業外収益の「雑収入」の算定において、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	営業外収益の「雑収入」の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていた収入のみを「雑収入」に整理し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（2）
112	託送供給収支	託送収支計算書の記載誤り	様式第1（第3条関係）託送収支計算書収益項目における（償却分工事負担金収入）については、複数期に分割して整理した場合はその旨の脚注が必要であるが、未記載であった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、脚注は適正に記入すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1、1.（8）
113	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第9号
114	体制整備等	情報管理規程の未策定 法令遵守責任者の未設置	託送供給業務に関する情報管理規程を定めていなかった。 また、託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	託送供給業務に関する情報管理規程の策定を指導した。 また、法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第3号、第9号

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。

News Release



令和 5 年 8 月 ● 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

2022年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の概要について公表します

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、2022年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。

1. 概要

電気事業法及びガス事業法に基づく監査は、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に委任されているところです。

2022年度における監査は、電気事業者(23社)及びガス事業者(261社)に対して実施し、本日、監査の結果について取りまとめを行いましたので、当該結果の概要を公表するものです。

2. 添付資料

- ・(別添1)2022年度電気事業監査の結果について
- ・(別添2)2022年度ガス事業監査の結果について

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
総合監査室長 伊藤
電話:03-3501-1513(直通)

2022年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（23社）に対して実施した2022年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2022年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。2021年度も託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生していることから、2022年度監査においても、引き続き、再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。
- ・2020年12月28日に電気事業託送供給等収支計算規則等が改正され、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされた。この省令改正を受け、2021年度の「託送供給等収支」の監査において、超過利潤計算書上、超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。）の有無及び調査方法について確認した。その結果、超過契約額が確認されたことから、2022年度監査においても、引き続き、超過契約額の有無等を重点的に確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022年度の体制整備等に関する監査において、情報管理についての監査を強化した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2021事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況

を対象に、2022年度中に実施したものを。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又は電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	23	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	20	—	—	—	—	—
書面監査実施数	3	—	—	—	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	23
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	20
書面監査実施数	—	—	—	—	—	3

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第22条の3及び第23条並びに同法第27条の11の3及び第27条の11の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第23条の4（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

2022年度において実施した監査の結果、8事業者において12件の指摘事項があった。これについては、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・接続検討の回答期限の超過	2
② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・明細表等の算定誤り	2
③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・計算書の算定誤り	1
④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・計算書の記載誤り ・誤った超過利潤累積額管理表等の公表	3
⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査	—
⑥ 体制整備等に関する監査 ＜例＞ ・非公開情報を入手した者の非特定 ・必要な期間のログ記録の未保存	4
合 計	12

関 係 条 文

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）〔抜粋〕

（勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第百六条

（略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第百七条

（略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理

の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第一百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第一百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第一百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第一百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）〔抜粋〕

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

附則第二条

(略)

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(略)

(監査)

附則第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

附則第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

2022年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の連携不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
2	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の連携不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
3	財務諸表	固定資産期中増減明細表等の算定誤り	工事費負担金等について、整理すべき期中増減額の集計を誤った金額で算定していた。等	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業会計規則 第3条
4	財務諸表	損益計算書等の算定誤り	当期経常費用合計について、整理すべき費用の集計を誤った金額で算定していた。等	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業会計規則 第3条
5	部門別収支	部門別収支計算書の算定誤り	法人税について、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門への配分を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第17.
6	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	補正後実績費用については、最終保障供給に係る費用を控除せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	託送供給等収支計算規則別表第112.
7	託送供給収支	誤った超過利潤累積管理表等の公表	振替損失調整額について、誤った諸元で算定していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みの超過利潤累積管理表等の修正・公表を行うべきである。(訂正後の超過利潤累積管理表等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
8	託送供給収支	離島供給収支計算書の算定誤り	昨年度(2020年度)の火力発電費について、離島以外の費用を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則別表第113.
9	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、共用IDを発行していることにより、非公開情報を入手した者を特定することができなかった。	非公開情報を入手した者を特定できるようにすべきである。(共用IDの発行停止を措置済み。)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号八
10	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、ログが必要な期間保存されていなかった。	必要なログ記録を五年間保存すべきである。(当該システムを改修済み)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号八
11	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、共用IDを発行していることにより、非公開情報を入手した者を特定することができなかった。	非公開情報を入手した者を特定できるようにすべきである。(共用IDの発行停止を措置済み。)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号八
12	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、共用IDを発行していることにより、非公開情報を入手した者を特定することができなかった。	非公開情報を入手した者を特定できるようにすべきである。(共用IDの発行停止を措置済み。)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号八

2022年度ガス事業監査の結果について(案)

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(以下「一般ガス導管事業者等」という。)(261社)に対して実施した2022年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2022年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・2021年度監査において、昨年度に比べ指摘事項の件数は減少したものの、引き続き、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項が80件あったことから、2022年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。
- ・2022年4月より、一定規模以上の一般ガス導管事業を分社化するとともに、すべての一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止されたことにより、これらが適切に実施されているかなど「託送供給に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2021事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2022年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者が実施した。

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又はガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	44	11	37	89	8	4
現地立入監査実施箇所数	11	12	19	26	8	4
書面監査実施数	33	-	18	63	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	19	14	3	30	2	261
現地立入監査実施箇所数	17	13	3	20	1	134
書面監査実施数	2	1	-	10	1	128

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者について本社と支社で監査を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条、第80条及び第92条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

ガス事業法第54条の8及び第80条の8の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

2022年度において実施した監査の結果、69事業者において114件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
①	約款の運用等に関する監査 <例> ・内管工事費の誤精算	2（－）
②	財務諸表に関する監査 <例> ・勘定科目の整理誤り	6（－）
③	部門別収支に関する監査	－
④	託送供給収支に関する監査 <例> ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り	74（6）
⑤	託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	－
⑥	体制整備等に関する監査	32（4）
合 計		114（10）

※（）内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第七十条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

（勧告）

第七十八条 委員会は、第七十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第七十九条 委員会は、第七十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（権限の委任）

第七十九条

（略）

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第七十条の規定による権限、ガス小売事

業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第七十一条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第七十二条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

（略）

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

（略）

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第二十二条 みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

（略）

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条の六、第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第四十一条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第三十八条 経済産業大臣は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

（略）

○改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第四十五条の二 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送供給収支	託送収支計算書（その他託送供給関連収益）の記載漏れ	営業収益（その他託送供給関連収益）について、記載すべき補償料等収入の金額が未記載であった。	適正な金額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.(5)(6)
2	託送供給収支	託送収支計算書（租税課金）の算定誤り	営業費用（租税課金）について、配賦すべき費用の集計を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)①
3	託送供給収支	託送収支計算書（特別利益等）の配賦誤り	特別利益等について、誤った配賦方法で算定していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	適正な配賦方法で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(4)等
4	託送供給収支	託送収支計算書の項目の記載誤り	個別契約変更に伴う補償料収入について、誤った項目（自己託送収益）に記載していた。	適正な項目（補償料等収入）に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.(5)(6)
5	託送供給収支	内部留保相当額管理表（前期末内部留保相当額等）の記載誤り	前期末内部留保相当額等について、誤った金額を記載していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	適正な金額を記載すべきである。（訂正後の内部留保相当額管理表は公表済み。）	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.(1)
6	託送供給収支	内部留保相当額管理表（前期末内部留保相当額等）の算定誤り	前期末内部留保相当額等について、ガス事業に係る費用の一部を集計せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.(1)
7	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程（職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど）がなかった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第3号
8	体制整備等	託送供給等の業務が法令等に適合することを確保するための計画の不整備	託送供給の業務その他その特定ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。	法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。（当該計画を整備済み）	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第10号
9	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程（職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど）がなかった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第3号
10	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程（職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど）がなかった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第3号
11	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
12	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第127条の3第1項第6号
13	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が営業外収益で計上されていた。	税の還付については、法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
14	財務諸表	勘定科目の整理誤り	供給設備として使用している照明器具の取替に係る費用が、供給販売費で整理すべきところ、一般管理費で整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
15	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）を算定する際、計上漏れがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
16	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が雑収入等で計上されていた。	税の還付については、法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
17	託送供給収支	託送資産明細書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
18	託送供給収支	託送資産明細書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
19	託送供給収支	託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、元となるガス売上高に遅收分を計上していなかった。	自社託送収益の算定において、元となるガス売上高には遅收分も含めて計上するべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 1. (2)
20	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）を算定する際、計上漏れがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
21	託送供給収支	託送資産計算書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時の事業税の集計において、附帯事業の太陽光発電収入分を含めて計上していた。	附帯事業の太陽光発電収入相当分は除くべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
22	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送収支計算書上の事業税の算定にあたり、地方税法の定めるところにより算定すべきところ、ガス売上収入を課税標準とすべき収入金額としていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
23	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送収支計算書上の一般管理費の業務内容の区分が、適切でなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費は適切に業務内容を区分すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
24	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	その他の営業外収益・費用の整理において、附帯事業等に関わる金額を含めた金額で算定されていた。	附帯事業等に関わる金額を除いて算定するべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (3)等
25	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）を算定する際、資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき正しく計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
26	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
27	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
28	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
29	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費の算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費を算定するにあたり、固定資産金額比(帳簿価額比)の固定資産帳簿価額が、誤った数値となっていた。	供給販売費を固定資産金額比(帳簿価額比)で配賦する際には、正しい固定資産帳簿価額を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)
30	託送供給収支	超過利潤計算書の当期超過利潤額の算定方法の誤り	超過利潤計算書で当期超過利潤額を算定する際の、調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等について、零を下回る数値であったが零とせず、マイナスの数値を計上していたため、当期超過利潤額が誤った数値となっていた。	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零を下回る場合にあっては、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.(4)
31	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、実績費用が実際に発生した費用の額となっていない。	実績費用は、実際に発生した費用の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(3)
32	約款の運用	内管工事に伴う費用の負担について	内管工事費について、見積単価表に基づき適切に精算が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の負担を行うべきである。	託送供給約款 VI. 36
33	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費の算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費を算定するにあたり、固定資産金額比(取得原価比)の固定資産取得原価が、誤った数値となっていた。	供給販売費を固定資産金額比(取得原価比)で配賦する際には、正しい固定資産取得原価を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)
34	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
35	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定に係る建設仮勘定について、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額で算定されていない。	託送資産明細表の託送資産を算定する際には、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
36	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
37	約款の運用	内管工事に伴う費用の負担について	内管工事費について、見積単価表に基づき適切に精算が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の負担を行うべきである。	託送供給約款 VI. 36
38	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
39	託送供給収支	一般管理費の算定方法の誤り	一般管理費の算定にあたり、託送供給特定が計上されていない。	一般管理費は、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
40	託送供給収支	事業者間精算収益の算定方法の誤り	託送費用の算定にあたり、事業者間精算費が計上されていなかった。	託送供給収支の営業費用を算定する際には、事業者間精算費を加えて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)
41	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
42	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6号
43	財務諸表	固定資産等明細表の作成誤り	固定資産等明細表及び託送資産明細書の繰延資産を算定するにあたり、長期前払費用として整理すべき経費を誤って繰延資産に計上していた。	当該経費は、長期前払費用として整理すべきである。なお、託送資産明細書について修正を要する。	ガス事業会計規則第2条別表第1
44	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送収支計算書の事業税は県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額を計上すべきところ、誤った額を計上していた。	事業税は地方税法の定めるところにより算定した額（県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額）で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(4)
45	託送供給収支	超過利潤計算書の誤計算	超過利潤計算書の調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等について、誤ってマイナスの実数値を計上していた。	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額が零を下回る場合は、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第5条 別表第31.(4)
46	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（需要開発費）の機能別展開において、小売事業として整理すべき経費を、総人員比をもって託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
47	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（雑費）の機能別展開によって総人員比で配賦された託送経費の中に、託送収支に該当しないものが含まれていた。また、同経費のなかで託送事業との関係が明確でない経費を、総人員比をもって託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
48	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	営業外収益（その他の営業外収益）を算定するにあたり、小売事業として整理すべき収益を、機能別原価項目の金額比をもって託送事業にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(3)
49	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていない。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6号
50	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（需要開発費）の機能別展開において、小売事業の経費として整理すべきところ、総人員比をもって託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
51	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（雑費）の機能別展開によって総人員比で配賦された託送経費の中に、託送収支に該当しないものが含まれていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
52	体制整備等	法令順守責任者の不設置及び情報管理責任者の要件の不備	法令遵守責任者が選任されず、また情報管理責任者については当該会社の役員とはなっていない。	法令等の遵守を司る法令遵守責任者を選任するとともに、情報管理責任者については法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6、9、10号
53	託送供給収支	供給販売費の機能別展開における配賦係数の誤り	供給販売費（厚生福利費）の機能別展開において、正社員の退職給付に関する費用を、退職金が支払われない嘱託社員も含めた総人員比をもって機能別展開されていた。	配賦係数は嘱託社員を含めた「総人員比」ではなく「社員比」をもって整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
54	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	特定ガス導管事業者（供給販売費と一般管理費を区分し整理している事業者）が一般管理費を算定するにあたり、機能別原価項目の金額比をもって整理すべきところ、一部の費用（固定資産除却費と減価償却費）が固定資産金額比をもって機能別展開されていた。また営業外費用（雑支出等）の中で託送事業との関係が明確でない経費を、機能別原価項目金額比をもって、託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.(2)③、3.(3)
55	託送供給収支	託送収支計算書の事業税記載誤り	託送収支計算書の事業税は県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額を計上すべきところ、誤った額を計上していた。	事業税は地方税法の定めるところにより算定した額（県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額）で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.(4)
56	託送供給収支	資金運用に係る営業外収益の算定誤り	営業外収益（資金運用）を整理する際の「料金収入比」を算定するにあたり、誤って託送部門の収益をガス事業売上高、営業雑収益の合計額（附帯事業収益を除いた額）で除した率としていた。	適正な料金収入比により資金運用に係る営業外収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 3.(1)
57	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	法令等を遵守するための体制の確保に係る責任者を配置すべきところ配置されておらず、社内規程にも規定されていなかった。	法令遵守責任者を配置し、社内規程においても規定すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
58	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数に算定が誤りがあった。	正しい配賦係数により託送費用を算定し、託送収支計算書に反映すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2.(2)
59	託送供給収支	託送資産明細書 設備勘定（有形）の計上誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.
60	体制整備等	規程の未作成	遵守すべき規程が作成されていなかった。	省令に基づき、作成する必要がある。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第3号
61	財務諸表	営業費明細表の計上誤り	営業費明細表において、計上すべきものが適切に計上されていなかった。	営業費明細表に適切な費用を計上して算定する必要がある。営業費明細表の修正により、託送収支計算書の修正を要する。	ガス事業会計規則第13条第1項
62	託送供給収支	託送収支計算書 特別損失の計上漏れ	特別損失において、計上漏れがあった。	省令に基づき正しく整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 3.(8)
63	託送供給収支	託送資産明細書 設備勘定（有形）の計上誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.
64	託送供給収支	託送収支計算書 事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 2(4)
65	託送供給収支	託送資産明細表の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本を計算するにあたり、固定資産除却損が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.
66	体制整備等	規程の未作成	遵守すべき規程が作成されていなかった。	省令に基づき、作成する必要がある。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第3号
67	託送供給収支	託送収支計算書 営業費用等の配賦誤り	託送収支計算書における営業費用について、共通部分を誤った配賦方法で算定していた。	適正な配賦方法で算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 2(2)

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
68	託送供給収支	導管投資額明細表金額誤り	特定導管投資額明細表において、当期投資額が適切に計上されていなかった。	様式に従い適正な数値を用いて金額で記載すべき。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 (第4条関係) 1.
69	託送供給収支	乖離率計算書計算方法誤り	乖離率計算書の想定原価及び実績費用の算定について、誤った方法で算定していた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送収支計算規則別表第3 (第5条関係) 1. (7)
70	託送供給収支	託送収支計算書自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の託送供給量及び託送収益について、誤った方法で算定していた。	省令に基づき適正な数値を用いて計上する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 1 (2)
71	託送供給収支	託送資産明細表無形固定資産の算定誤り	ガス事業にかかる無形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 (第4条関係) 1
72	財務諸表	振替労務費の算定誤り	受注工事に係る振替労務費の算定に誤りがあった。	受注工事に係る労務費について誤りの無い振替割合で算定するよう指導した。労務費の修正により、託送収支について修正を要する。	ガス事業会計規則第2条 別表第一
73	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項3号
74	体制整備等	託送供給業務に関する記録方法の不備	託送供給業務について、自社のガス小売事業又はガス製造事業に係る部門との取引及び連絡調整の経緯等について、記録し保存することとしていなかった。	託送供給業務について自社のガス小売事業又はガス製造事業に係る部門との取引及び連絡調整の経緯等について、自社分も記録し保存するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項8号
75	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項3号
76	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項3号
77	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産に係る無形固定資産及び本支管投資額実績の算定を誤っていた。	小売部門に係る資産及び投資額は除いて算定を行うよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
78	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る保険料及び委託作業費の費用の配賦を誤っていた。	保険料及び委託作業費のうち検針に係る費用について、適正に配賦して算定を行うよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②
79	託送供給収支	託送資産等の算定誤り	有形固定資産について、ガス事業以外の事業に係る資産を含めて算定していた。	有形固定資産等の算定は、ガス事業以外の事業に係る資産は除くよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
80	託送供給収支	導管投資額明細表の入力誤り	導管投資額明細表の当期投資額の誤入力	転記 (入力) 誤りのないよう、また、入力後の確認を十分に行い算定誤りが発生しないよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.
81	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項3号

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
82	託送供給収支	託送資産の算定誤り	誤った令和3年度期首簿価を使用したことから託送資産の算定が誤っていた。	期首期末の簿価の算出等にあたり、金額の整合性などの確認・チェックを十分に行い、算定誤りが発生しないよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
83	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者について、役員をもって充てられていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項6号
84	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者について、役員をもって充てられていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項6号
85	託送供給収支	供給販売費の機能別展開（固定資産除却費）の算定誤り	供給販売費の固定資産除却費の機能別展開において、固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦すべきところ、総人員比で配賦し算定されていた。	供給販売費の固定資産除却費の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦し適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (2)①
86	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	運転資本算定に係る控除項目の算定において、供給販売費の固定資産除却損については、固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦すべきところ総人員比で配賦されていた。また、一般管理費の控除項目の算定については、減価償却費及び固定資産除却損が正しく控除されていなかった。	運転資本の控除項目である減価償却費及び固定資産除却損の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、それぞれ適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
87	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、一般管理費の控除項目を算出する際に、固定資産除却費のうち固定資産除却損のみを控除すべきところ、固定資産除却費全額を控除していたため、誤った金額が計上されていた。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産除却損を適正に算定し、ガス事業に係る費用から控除して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
88	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度本支管（主要導管以外）に供給管を含めた実績額が計上されていた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
89	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
90	体制整備等	情報管理規程の未策定 法令遵守責任者の未設置	託送供給業務に関する情報管理規程を定めていなかった。また、託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	託送供給業務に関する情報管理規程の策定を指導した。また、法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第3号、第9号
91	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定にあたり、固定資産金額比（取得原価比、帳簿価額比）、導管延長比が前年度の数値をもとに算定されていた。このため、供給販売費、一般管理費、営業外収益(その他)・営業外費用（資金調達、その他）及び特別損失について、託送費用の抽出が誤って算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正な固定資産金額比（取得原価比、帳簿価額比）、導管延長比を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (8) 他
92	託送供給収支	営業外収益の「資金運用金額」及び「その他」金額の誤り	営業外収益の算定において、「資金運用」に計上すべき受取配当金収益が、「その他」収益に計上し算定されていた。	営業外収益の「資金運用」及び「その他」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に区分し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (1)(3)
93	託送供給収支	託送資産明細書の算定の誤り	託送資産明細書における設備勘定（有形）について、託送資産として機能別項目に展開すべき内管保安に係る費用が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書における設備勘定（有形）の機能別項目・金額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
94	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ、事業税を含めて算定されていた。	一般管理費を算定する際は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (2)

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
95	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	営業外費用の算定において、「資金調達」に計上すべき支払利息が「その他」費用に計上されていた。	営業外費用の「資金調達」及び「その他」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に区分し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(3)
96	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていた費用が「雑収入」に計上されず、「その他」収益に計上されていた。	営業外収益の雑収入及びその他については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に区分し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(3)
97	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の機能別展開にあたり、事業税を含めて算定されていた。	一般管理費を算定する際は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)
98	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2020年度について、工事負担金収入額を重複計上していた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
99	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数において、固定資産金額比（帳簿価額比）の金額が前年度と同様の数値を用いて算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正な金額を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)
100	託送供給収支	託送資産明細書の算定の誤り	託送資産明細書における設備勘定（有形）について、託送資産として機能別項目に展開すべき内管保安に係る費用が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書における設備勘定（有形）の機能別項目・金額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
101	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、供給販売費の控除項目を算出する際に、固定資産除却損に工事費を含めて計上していたため、誤った金額が計上されていた。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産除却損を適正に算定し、ガス事業に係る費用から控除して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
102	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度本支管（主要導管以外）に供給管を含めた実績額が計上されていた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
103	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	営業外費用の「資金調達」の算定において、社債発行費の一部の費用を含まずに算定されていた。それに伴い、特別損失を算定する際の機能別原価項目金額比・配賦係数にも修正が生じたことにより託送供給関連部門に係る特別損失も誤った金額となっていた。	営業外費用の「資金調達」は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(5)
104	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度本支管（主要導管以外）に供給管を含めた実績額が計上されていた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
105	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
106	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
107	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
108	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度の本支管投資額に誤りがあった。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
109	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
110	託送供給収支	託送資産明細書の設備勘定（有形）の算定誤り	託送資産明細書における設備勘定（有形）について、託送資産として機能別項目に展開すべき内管保安に係る費用が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書における設備勘定（有形）の機能別項目・金額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
111	託送供給収支	託送収益の算定の誤り	営業外収益の「雑収入」の算定において、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	営業外収益の「雑収入」の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていた収入のみを「雑収入」に整理し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（2）
112	託送供給収支	託送収支計算書の記載誤り	様式第1（第3条関係）託送収支計算書収益項目における（償却分工事負担金収入）については、複数期に分割して整理した場合はその旨の脚注が必要であるが、未記載であった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、脚注は適正に記入すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1、1.（8）
113	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第9号
114	体制整備等	情報管理規程の未策定 法令遵守責任者の未設置	託送供給業務に関する情報管理規程を定めていなかった。 また、託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	託送供給業務に関する情報管理規程の策定を指導した。 また、法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第3号、第9号